大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営 支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年1月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
  - みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 加賀野ショッピングセンター
  - 登米市中田町石森字加賀野三丁目6-1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
- 4 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
  - (変更後) みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2 株式会社ジョン 代表取締役 安立 敏行 青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76-341 オイカワ写真館 代表 及川 武 登米市中田町宝江黒沼字十文字221-3 合資会社山清商店 代表 山内 正浩 本吉郡南三陸町志津川字五日町23番地の1 お茶の鈴木園 代表 鈴木 邦男 登米市迫町佐沼錦174-5

田口酒販株式会社 代表取締役 田口 安浩 登米市中田町石森字加賀野二丁目 4 - 3 有限会社靴のサトウ 代表取締役 佐藤 邦彦 登米市迫町佐沼錦 1 3 2 グルメライフ販売株式会社 代表取締役 菊池 肇 仙台市宮城野区福室字明神西 1 2 サンバードー株式会社 代表取締役 石田 健三 岩手県一関市真柴字藤後沢 7 - 5

(変更後) みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2 及川 武 登米市中田町宝江黒沼字十文字221-3 株式会社菓房山清 代表取締役 山内 正浩 本吉郡南三陸町志津川字五日町23番地の1 鈴木 邦男 登米市迫町佐沼錦174-5 有限会社クライム 代表取締役 伊在井 幸雄 名取市ゆりが丘一丁目10-3 サンバードー株式会社 代表取締役 石田 健三 岩手県一関市真柴字藤後沢7-5

- 5 変更の年月日
  - 4(1)及び4(2)のうちみやぎ生活協同組合については平成20年6月21日
  - 4(2)のうち及川武及び鈴木邦男については平成21年12月10日
  - 4(2)のうち株式会社菓房山清については平成19年5月1日
  - 4(2)のうち有限会社クライムについては平成19年10月21日
- 6 届出年月日

平成21年12月10日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課,宮城県県政情報センター,登米地方県政情報 コーナー及び登米市役所

8 縦覧期間

平成22年1月6日から平成22年5月6日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。